

## 令和2年第1回港区議会定例会追加提出案件（概要）

### 議案第36号

#### 港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

本案は、国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、「国民健康保険法施行令」の一部改正に伴い保険料の減額措置の拡充及び保険料の賦課限度額の変更をするものです。

#### ○ 内 容

##### （1）保険料率等の改定

現 行	改正案	増 減
・ 所得割 （医療分） 100 分の 7.25 （支援金分）100 分の 2.24 （介護分） 100 分の 1.24	・ 所得割 （医療分） 100 分の 7.14 （支援金分）100 分の 2.29 （介護分） 100 分の 1.46	△0.11 0.05 0.22
・ 均等割 （支援金分） 1 万 2,300 円	・ 均等割 （支援金分） 1 万 2,900 円	600 円

※支援金分とは、後期高齢者支援金等賦課額

##### （2）被保険者均等割額の減額措置の拡充

5割又は2割の減額措置を受けられる世帯の所得基準を引き上げます。

##### （3）保険料の賦課限度額の変更

現 行	改正案	増 減
（医療分） 61 万円	（医療分） 63 万円	2 万円
（介護分） 16 万円	（介護分） 17 万円	1 万円

#### ○ 施行期日 令和2年4月1日